

健全化判断比率の概要

令和3年8月

久米南町

1 実質赤字比率

地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則であるが、赤字がやむを得ず発生した場合には、繰上充用を行うことで、実質上、翌年度に繰り越され、翌年度に解消できない場合は、さらに累積していくことになる。

仮に、その年度に歳入の不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、これらを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するものである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

久米南町の実質赤字比率 — %

久米南町の普通会計は、一般会計及び住宅新築資金等貸付特別会計で、令和2年度決算による実質収支額は、一般会計が185,680千円の黒字、住宅新築資金等貸付特別会計が33,181千円の赤字を生じた。実質赤字額の算定にあたっては、会計間で合算するため普通会計の実質収支は152,499千円の黒字となり、算定過程では-10.19%（黒字の場合はマイナス表示）となるが、比率の表記は赤字が発生していないため値を表示しない。

標準財政規模 2,663,604千円（臨時財政対策債発行可能額を含む）

2 連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計などの会計のほか公営企業会計など料金取、入等を主な財源として事業を実施する会計（公営事業会計）があり、公営事業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要がある。

このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、地方公共団体全体として見た収支における資金不足の深刻度を把握するものである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

久米南町の連結実質赤字比率 — %

普通会計以外の特別会計（公営企業に係る特別会計を除く。）の令和2年度決算による実質収支額は、国民健康保険特別会計が43,554千円の黒字、後期高齢者医療特別会計500千円の黒字、介護保険特別会計が58,088千円の黒字、介護サービス事業特別会計が3,496千円の黒字となった。

公営企業に係る特別会計の令和2年度決算による資金の不足額または剰余額は、簡易水道事業特別会計が6,959千円の剰余額、公共下水道事業特別会計が6,389千円の剰余額、用地取得造成事業特別会計が0千円となる。

用地取得造成事業特別会計（宅地造成事業）の剰余額の算定において、「歳入＋土地の収入見込額」が「歳出＋地方債の現在高＋長期借入金」を超過する金額を剰余金としているためである。

いずれの会計も実質赤字、資金不足を生じていないため値を表示しない。

3 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（注1）で除したものの3カ年間の平均値である。

公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることのできないものであり、また、一度こうした経費が増大すると短期間で削減することは困難であることから、一定額以上にならないようにすることが重要である。

この比率が高まると財政の弾力化が低下し、他の経費を節減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可能性が高まるものである。

（注1） 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。（公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その額を分子、分母双方から差し引き、その団体の実質的な公債費の負担を算出するよう調整している。）

実質公債費比率 （3カ年平均）	＝	（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）
		標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たり元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てられたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

久米南町の実質公債費比率 14.8%

単年度の比率は、平成30年度が15.5%、令和元年度が15.4%、令和2年度が13.5%で、この3カ年の平均値を実質公債比率という。

令和2年度の比率の基礎となった数値は次のとおり。

- ・地方債の元利償還金 462,702千円（繰上償還に係るものを除く）

- ・準元利償還償還金 262,251千円
 - （上記イ） 0千円
 - （上記ロ） 237,674千円
 - （上記ハ） 23,518千円
 - （上記ニ） 1,049千円
 - （上記ホ） 10千円

- ・公債費充当特定財源 9,026千円
 - （使用料） 8,360千円 住宅使用料
 - （県補助金） 0千円 住宅新築資金等支援事業補助金
 - （諸収入） 666千円 住宅新築資金貸付償還金

- ・標準財政規模 2,663,604千円

- ・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 412,802千円
 - （公債費として算入される額） 335,852千円
 - （事業費補正として算入される額） 58,214千円
 - （密度補正として算入される額） 18,736千円

単年度では、令和元年度と比較し、1.9%の大きな減少となった。

これは、分子となる元利償還金の額（△32,671千円）や公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還財源に充てたと認められる繰入金（△10,511千円）及び災害復旧費等に係る基準財政需要額（△15,400千円）が減少するとともに、分母となる標準税収入額等（63,231）や普通交付税額（76,167）が大きく増加したためである。

4 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額（注1）で除したものである。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の三つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字の状況や公債費等の負担の状況を示す指標（実質赤字比率や連結実質赤字比率は過去から累積された赤字を含むもの）であるが、これだけでは、地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しに係る十分な情報が得られない。

このため、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担するもののみならず、例えば、地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含め、決算年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものである。

この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の三つの指標のみならず、将来負担比率を算定することにより、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭に置いた財政運営が可能となるものである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その者のために負債を負担している場合の当該債務額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

久米南町の将来負担比率 15.5%

令和2年度の比率の基礎となった数値は次のとおり。

- ・ 将来負担額 5,509,217千円
 - (上記イ) 3,058,767千円
 - (上記ロ) 7,335千円
 - (上記ハ) 1,814,102千円
 - (上記ニ) 105,673千円
 - (上記ホ) 523,340千円
 - (上記ヘ) 0千円
 - (上記ト) 0千円
 - (上記チ) 0千円
- ・ 充当可能基金額 2,038,984千円
- ・ 充当可能特定財源 10,950千円
- ・ 標準財政規模 2,663,604千円
- ・ 基準財政需要額算入見込額 3,108,997千円
- ・ 算入公債費等の額 412,802千円

5 資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の状況を表したものである。この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、その解消が困難となってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることとなる。

なお、資金不足額を算出する際には、地方債の償還期間が施設の耐用年数より短いことにより生じる資金不足や、供用開始後の料金収入が平年度化するまでの間の一定期間の資金不足など、長期の経営により将来解消可能と認められる資金不足額を解消可能資金不足額として差し引くこととされている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

〃（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払遅延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

〃（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業規模については、「事業経営を行うための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

久米南町の各公営企業会計の資金不足額（2 連結実質赤字比率の項で算定済）

簡易水道事業特別会計剰余額 6, 9 5 9 千円
 公共下水道事業特別会計剰余額 6, 3 8 9 千円
 用地取得造成事業特別会計剰余額 0 千円

〃 公営企業会計の事業規模

簡易水道事業特別会計 1 1 9, 9 2 8 千円
 公共下水道事業特別会計 4 4, 3 1 0 千円
 用地取得造成事業特別会計 1 8, 1 0 6 千円（土地開発基金からの繰入金残高）

すべての会計で、資金不足が生じていないため各会計の資金不足比率は－％と表記される。

指標区分	早期健全化基準	財政再生基準	R1 決算に係る指標	R2 決算に係る指標
実質赤字比率	1 5.0 %	2 0.0 %	－	－
連結実質赤字比率	2 0.0 %	3 0.0 %	－	－
実質公債費比率	2 5.0 %	3 5.0 %	1 5. 3 %	1 4. 8 %
将来負担比率	3 5 0.0 %		3 5. 9 %	1 5. 5 %
資金不足比率			－	－